

食安輸発第0530001号
平成19年 5 月 3 0 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

ニトロフラン類に係る検査命令の実施について

標記については、平成18年7月25日付け食安輸発第0725004号にて通知したところですが、これまでニトロフラゾンについては、ニトロフラン類試験法により、代謝物であるセミカルバジド（SEM）を分析対象としていたところですが、本年5月31日に、SEMを除外し、ニトロフラゾンそのものを分析対象とする試験法が告示される予定です。

ついては、ニトロフラン類に係る検査命令において、登録検査機関又は輸入者より報告を求める物質から SEM を除くこととし、別添のとおり食品衛生登録検査機関協会あて依頼したので、引き続き、登録検査機関又は輸入者から報告があった場合には適切に措置されるようお願いいたします。

また、これまでに SEM を検出したことのみをもって食品衛生法違反と判定した食品等であって、輸入者より積戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別途企画情報課検疫所業務管理室より示される書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いいたします。